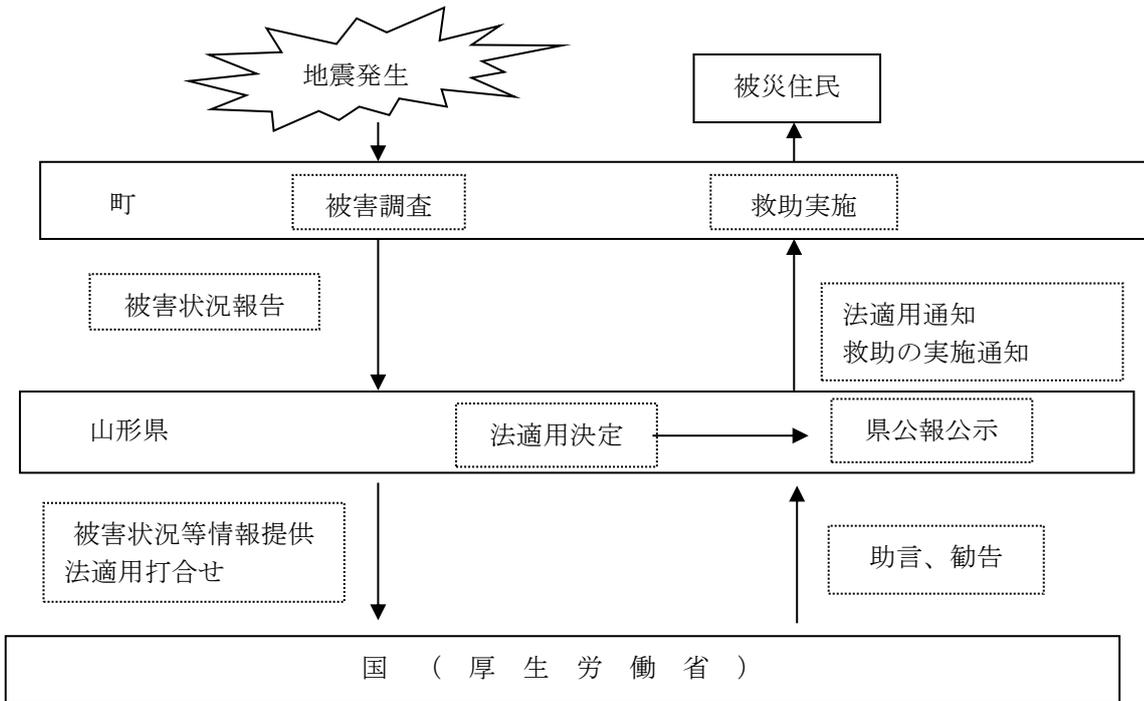


第 17 章 災害救助法の適用に関する計画

1. 計画の概要

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下、この章において「法」という。)の運用について定める。

2. 災害救助法による救助フロー



3. 災害救助法の適用基準

町は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の応急救助措置を行うための災害救助法が適用となる場合は、県と連携し、国への要請手続きを行い被災町民の救助を実施する。

(1) 基準の内容

法による救助は、市町村単位に、原則として同一原因の災害による町の被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる(法第2条)。

- ① 適用単位は、市町村単位とする。
- ② 同一の原因による災害によることを原則とする。
ただし、この例外として、
 - (ア) 同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合
 - (イ) 時間的に接近して、町内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。

- ③ 町の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。
- ④ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

法の適用基準は、法施行令第1条第1項に定めるところによる。
本県における具体的適用基準は、次のとおりである。

- ① 住家の滅失した世帯数が、町の人口に応じ別表の1号適用基準以上であるとき。(法施行令第1条第1項第1号)
- ② 被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が別表の2号適用基準以上であるとき。(法施行令第1条第1項第2号)
- ③ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が 7,000 世帯以上に達した場合であって、かつ、町内の住家の滅失世帯数が多数であるとき。(この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて個々に判断する。)(法施行令第1条第1項第3号前段)
- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。(法施行令第1条第1項第3号後段)
- ⑤ 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって、厚生労働省令に定める基準に該当するとき。(法施行令第1条第1項第4号)

4. 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼するなど著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う(法施行令第1条第2項)。

(2) 住家滅失の認定

① 住家が全壊、全焼又は流失したもの

(ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素(壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。)の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のもの

② 住家が半壊又は半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

(ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

③ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

具体的には、①及び②に該当しない場合であって、次のものをいう。

(ア) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの

(イ) 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の認定

① 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

(ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。

(イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場

合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。

(ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

② 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

(ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。

(イ) 病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。

(ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

5. 災害救助法の適用

(1) 町の役割

町長は、下記(2)により町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する(法第30条第2項)。

(2) 県の役割

知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る(法第2条)。また、知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる(法第30条第1項)。

6. 災害救助法による救助の種類と実施体制

(1) 救助の種類

法による救助の種類は次のとおりである(法第23条第1項及び法施行令第9条)。

なお、知事が必要があると認めて指定した救助の実施に関する事務は町長が行う(法第30条第1項及び県災害救助法施行細則第1条第1項)。

① 収用施設の供与

(ア) 避難所の設置

(イ) 応急仮設住宅の供与

② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

④ 医療及び助産

⑤ 災害にかかった者の救出

⑥ 災害にかかった住宅の応急修理

⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

⑧ 学用品の給与

⑨ 埋火葬

⑩ 遺体の捜索及び処理

⑪ 障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂や竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ ⑦については、災害援護貸付金等の各種貸し付け制度が充実したことから、現在運用されていない。

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、

特例的に救助を要する者(埋火葬については埋火葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる(法第 23 条第2項)。

7. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

(1) 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間は、県災害救助法施行細則別表第1に定められているとおりであり、その基準については厚生労働省において適宜改定が行われる。

(2) 特別基準

町長は、災害の種類や態様、被災者の構成や家族事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化などによっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、災害等の実情に即した救助を実施するため、その都度必要に応じて、知事に適用を要請する。

(別表)

市町村別災害救助法適用基準被災世帯数早見表

市町村名		人口	適用基準		市町村名		人口	適用基準	
			1号	2号				1号	2号
村 山	山形市	253,832	100	50	置 賜 庄 内	米沢市	89,401	80	40
	上山市	31,569	60	30		南陽市	32,285	60	30
	天童市	62,194	80	40		高畠町	23,882	50	25
	山辺町	14,369	50	25		川西町	15,751	50	25
	中山町	11,363	40	20		長井市	27,757	50	25
	寒河江市	41,256	60	30		小国町	7,868	40	20
	河北町	18,952	50	25		白鷹町	14,157	50	25
	西川町	5,636	40	20		飯豊町	7,304	40	20
	朝日町	7,119	40	20		鶴岡市	129,652	100	50
	大江町	8,472	40	20		三川町	7,728	40	20
	村山市	24,684	50	25		庄内町	21,666	50	25
	東根市	47,768	60	30		酒田市	106,244	100	50
	尾花沢市	16,953	50	25		遊佐町	14,207	50	25
	大石田町	7,357	40	20					
最 上	新庄市	36,894	60	30					
	金山町	5,829	40	20					
	最上町	8,902	40	20					
	舟形町	5,631	40	20					
	真室川町	8,137	40	20					
	大蔵村	3,412	30	15					
	鮭川村	4,317	30	15					
	戸沢村	4,773	40	20					
					計	35	1,168,924		

注1：住家が滅失した世帯の数の算定は、次の算式による(法施行令第1条第2項)。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流失}) + (\text{半壊、半焼}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等}) \times 1/3$$

注2：人口は、平成27年10月1日現在の国勢調査の結果による。